

令和2年第10回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月15日(木) 午前9:00～

2. 開催場所 中央公民館ホール

3. 出席委員(13人)

会長	1番	宮永 誠
副会長	2番	義山 太志
	3番	福山 宣太
	4番	田中 秀樹
	5番	稲村 英治
	6番	藤島 正廣
	7番	平山 純一郎
	8番	富本 大地
	9番	樺山 哲博
	10番	實 穰二
	11番	
	12番	森 三江子
	13番	重原 明美
	14番	政岡 廣子

推進委員(5名)

1番	琉 将士
2番	幸山 真悟
3番	徳 範文
4番	實村 秀樹
5番	
6番	重 翔太

4. 欠席委員 11番 基山 美奈子  
欠席推進委員 5番 徳山 実

5. 議事日程

第1 農地法第3条許可申請について(8件)

第2 現況証明願いについて（2件）

第3 農業経営基盤強化促進事業について（11件）

## 6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁

主事補 酒匂 英樹

### 会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和2年第10回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いします。

会長 皆さん、おはようございます。今年は何故か、台風も全部逸れて当たらず、サトウキビの生育も非常に良いというふう聞いてますので、このまま台風無く、うまく豊作になるよう期待しています。

それでは、時間もきましたので、さっそく議事に入りたいと思います。これで終わります。

事務局 宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員14名中13名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中5名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっていますので、以降の議事の進行は宮永会長をお願いします。よろしくをお願いします。

議長 はい、それでは、始めます。これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご意義はございませんでしょうか。

【異議なし】

議長 それでは、議事録署名委員は、5番委員・13番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の豊島氏、酒匂氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案朗読と説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条許可申請は、1議案8件です。

議案第1号について、受付番号49号から受付番号70号は、所有権移転に関する件です。受付番号69号については、譲受人は古里在住で、譲渡人は検福在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は3,662㎡となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

次に受付番号49号については、8月の総会で保留となった案件で、譲受人は検福在住で、譲渡人は鹿児島市在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は5,168㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号67号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は4,203㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号68号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は伊仙在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は3,483㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号64号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は1,618㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号65号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人は名古屋市在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は1,758㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号66号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人も木之香在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は5,438㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号70号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人は糸木名在住です。申請農地は大字小島の畑で面積は1,007㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

受付番号49号から70号は、別添の調査書のあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要項の全てを満たしていると思います。

議長 はい、それでは、只今の説明に関して、受付番号49、69号について、担当

委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

12番 おはようございます。農地法第3条許可申請69号について、説明いたします。先日、6番委員と1番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしません。皆様方のご審議をよろしくお願いします。現況といたしましては、サトウキビが植えてありました。以上です。

6番 はい、69号について、只今、12番委員の説明のとおりでございます。よろしく願いいたします。

6番 49号について、8月ですね。一旦、出された案件ですが、譲受人が譲渡人から一括してですね。家の方を買っております。ですから、まあ調べましたところ、上から中嶺、下晴については、自宅の近辺ですね。キビが植えております。そして、川嶺又、瀧、これについては、ちょっと離れてましてね。荒らしていて、雑草が生えてる状態です。九年ノ筋、これにつきましては、木が生い茂ってですね。これから、耕作をするということで、今、現在は、原野みたいな形になってます。よろしくをお願いします。

12番 49号は、只今、6番委員の説明のとおりでございます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。これより受付番号49、69号について、質疑に入ります。それでは、49、69号について、ご質問等ございませんか。

#### 【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決をいたします。受付番号49、69号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

#### 【全員挙手】

議長 はい、全員賛成ですので、49号、69号は、原案のとおり決定しました。それでは、受付番号67号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9番 農地法第3条許可申請67号について、説明いたします。7番委員と調査した

結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様のご審議をよろしく  
お願いします。なお、現在は、サトウキビが植えられています。以上です。

7 番 農地法第3条許可申請第67号については、只今、9番委員のご説明のと  
おりでございます。皆様方のご審議をよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、これより67号について、質疑に入  
ります。何かご質問等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 はい、無いようですので、採決をいたします。受付番号67号について、原案  
のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 はい、全員賛成ですので、受付番号67号は、決定いたします。  
続きまして、受付番号68号について、現地調査並びに補足説明をお願いしま  
す。

7 番 農地法第3条許可申請第68号について、ご説明いたします。先日、4番委員  
と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方  
のご審議よろしくをお願いいたします。

4 番 はい、68号は、只今、7番委員のご説明のとおりでございます。皆様方  
のご審議よろしくをお願いします。

議 長 現況をお願いいたします。

7 番 すいません。バレイショ植え付け準備のため、整地してあります。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは68号について、質疑に入ります。何  
かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 はい、無いようですので、採決をいたします。受付番号68号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員、賛成ですので、68号は、原案のとおり決定いたしました。  
続きまして、受付番号64、65号一括して担当委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いします。

3 番 農地法第3条許可申請64号、65号について、説明いたします。先日、4番委員、3番推進委員と調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。現状は、両方ともサトウキビです。

4 番 64号、65号は、只今、3番委員のご説明のとおりでございます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは、64号、65号について、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決をいたします。  
受付番号64、65号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員、賛成ですので、64号、65号は、原案のとおり決定いたしました。  
続きまして、66号、70号について、一括して担当委員より現地調査並びに補足説明をお願いいたします。

10番 農地法第3条許可申請66号、70号について、説明いたします。先日、11番委員、5番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触しませんので、皆様方のご審議よろしくをお願いします。現況としましては、66号は夏植え、70号は来月に持ち越してもらいたいです。

議 長 保留ですね。

10番 もう一度、主と話をしてからということでした。よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、70号は保留ということでよろしいですね。66号について、採決いたします。受付番号66号について、原案のとおり、決定することに、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

#### 【全員挙手】

議 長 全員、賛成ですので、受付番号66号は原案のとおり決定いたしました。それでは、70号は保留ということで来月へ持ち越したいと思います。それでは、日程第1、農地法第3条許可申請については終了いたしました。

次に日程第2の現況証明願いについてを議題に供します。事務局より議案の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 今月の現況証明願いについては、1議案2件です。受付番号13号から14号については、お手元の資料のとおりで畑から原野への地目変更と田んぼと畑から原野への地目変更です。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、現況証明願いの13号、14号について、一括して担当委員より現地の結果と説明をお願いします。

2番 現況証明願い13号、14号について、説明いたします。先日、8番委員と事務局と2番推進委員と調査した結果、現況願いということなので、現場を見に行っただけですが、雑草が生い茂ってありました。重機を入れても重機が沈んでいくような水が浮くような畑らしいです。今日もちょっと、農地パトロールなどで1回、みんなに確認してほしいなと思って、西部に行く前にここを確認してもらいたいと思っています。皆様のご審議をよろしくお願いします。

8番 只今、2番委員のご説明のとおりでございます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号13号、14号について、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

事務局 すいません。補足としまして、こちらの農地が農振地に含まれてまして、県に確認したところ、農振地を現況証明で変更する場合は、農振除外をしてから、用途が決まっているのであれば、5条申請、農地転用の申請をしないといけないというのが手順らしいですけど、今回、申請者が現況証明ということで出したので、一応、拒否することができなかつたので総会の方にかけています。

6 番 今の説明は、13号。

事務局 13号、14号両方です。

何年か前に別の方が借りてキビを植えようとして、重機を入れたそうなんですけど、重機が沈んでちょっと重機が入らないという状況でまた返したみたいです。今回また違う方が購入を考えてるみたいで、そこで畑として使わないので、原野として地目変更してから購入を考えたいということらしいので、今回、現況証明で挙がってます。

6 番 今、説明で農振除外をしなければできないと県から言われたんでしょう。それをおしてここですということ。

事務局 一応、その説明を申請者にしたんですけど、他のところで聞いたら現況で大丈夫だという話も聞いているということで、とりあえず出して、許可が下りるのか下りないのか、そこを農業委員のみなさんの判断でということで一応とりあえず出してくれということを出しています。

6 番 今の説明は、県の言うことが間違えてるということですか。

事務局 いえ、県が言っていることは、間違いではないですね。

6 番 県が言うのが間違っなければですね。他が色々言っても、県がこうこうと言ったら、それをできないんじゃないかな。

7 番 これは、現況証明願いに従事することですね。前もって受付の時に、これは何に使用しますかとか用途を聞くあれがあるのかな。

事務局 なので一応全部、申請者には説明をしたんですよ。農振地なので現況・・・。

7 番 受付するときですね。受付の内容でね。この何々に用途は何々しますとか事

務局の方で聞くあれはあるんですかね。

事務局 最初は原野に変更というだけだったんで。

7 番 聞くのは、そちら事務局が。

事務局 無いです。

議 長 農業委員として、拒否することはできませんので、これを審議するのが農業委員のこの場にありますので、これが正しいのか正しくないのかですね。挙がってきたものそれをやりなさいとか事務局はそういう権限が無いですから、挙がってきたものをここで審議すると、そのために現地調査してするわけですから我々が。

6 番 今の説明は、私はちょっと。例えば、教えられてやっているんじゃないくて、この農業委員も全部、法的なこと詳しいというわけじゃないんですよ。私は、そう思う。だから、県からこうこうだよとできませんよと聞いた場合にね。こういうことだから、保留をしてから農振除外をやってからやってくださいとそういう風に説明はできるはず。

事務局 説明はしたんですよ。したんですけど、他のところに聞いたら現況証明でも通ってるところがあるというふうに言われたので。

6 番 他のところってどこ？

事務局 町だと思うんですけど。他の町でそういうふうになっている。

2 番 この後、5条申請でも良いですし、この後、確認しようと思って、畑を見に行つて。

7 番 受付するときに事務局が、現地確認、3条でも4条でも5反未満だとか調べて受付するわけですから。

事務局 最初、3条申請をしたいということで、こっちに来たんですけど、その後、3条申請じゃなくて現況証明に変わったんで理由を聞いたら、現況が畑じゃないのに20年以上耕作をしてない土地らしいんですよ。なので、現状は原野として見えるのに3条申請じゃなくて、現況証明で地目変更して、そのまま個人間で売買

できるんじゃないかなということで、現況証明で通らないかなということで。

7 番 普通の考えで税金がかかってしまうのでそうするのかなと普通の感覚では考えないですね。申請人がそう言えば、すんなり現況証明を出さないといけないわけだね。

6 番 農振地域という畑ですからね。例え、原野であろうとしていない方が悪いのであって、その辺に原野をした場合、ややこしいんじゃないかなと思うんだけど。

2 番 今回、あくまでも現況証明願いとということだったんで、今日、農地パトロールでみんなで見てもらった方がハッキリしやすいかと思いますので、そのときにお話をお聞きしたいと思います。

6 番 現況は現況だから、まあ農振地域ということでいろいろ審議しているわけだから、急ぐとかいろいろ3条申請したりすると何回もこういうことが起こる。急いでいるんじゃないかな。どうですかね。

事務局 急いでるのか。その辺りは聞いてはないんですが。

議 長 他にございませんか。  
賛成。反対。

2 番 現場でしましょうか。

議 長 現場でしますか。  
農地パトロールで、現地で皆さんで見判断しようということですので、よろしいですか。

それでは、日程第2の現況証明願いについてを終了いたします。

続きまして、日程第3の農業経営基盤強化促進事業についてを議題に供します。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進事業については、1議案11件です。受付番号135号から受付番号145号については、お手元の資料のとおりで、賃貸借になります。以上で受付番号135号から145号までの議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 はい、それでは、受付番号139号、140号、143号、144号を一括して担当委員の方より現地調査並びに補足説明をお願いします。

2 番 農業経営基盤強化促進事業について、先日、事務局員と2番推進委員と調査した結果、139、140、143、144の現況としましては、ローズかジャガイモの畑にする予定でずっと変更してるようです。皆様のご審議よろしくお願ひします。

8 番 139号、140号、143号、144号につきましては、只今、2番委員のご説明のとおりでございます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号139、140、143、144号について、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 はい、無いようですので、採決いたします。139、140、143、144号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 はい、全員賛成ですので、受付番号139、140、143、144号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、141号を担当委員の方より補足説明をお願いいたします。

9 番 141号について説明いたします。8月の利用権設定の46号の申請人の変更です。

7 番 只今、農業経営基盤強化促進事業第141号については、只今、9番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 すいません。現況は。

9 番 ジャガイモを植える予定です。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号141号について、審議に入

ります。何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 はい、無いようですので、採決をいたします。受付番号141号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 はい、全員賛成ですので、141号は、原案のとおり決定いたしました。  
続きまして、受付番号135、136、137号について、一括して現地の調査の結果等の説明をお願いします。

3番 すいません。先に訂正をお願いしたいと思います。135号の申請者名を136号の申請者名へ変更、136号の申請者名を135号の申請者名へ変更をお願いします。農業経営基盤強化促進事業、135、137、136号について説明いたします。先日、4番委員、3番推進委員と共に調査した結果、申請書のとおり何の問題もありません。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。135号と137号は、サトウキビです。136号は畑1筆になってまして、約2反がジャガイモ植え付け、残りがサトウキビです。以上です。

4番 135、137、136号は、只今、3番委員のご説明のとおりでございます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。これより、受付番号135、136、137号について、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決をいたします。受付番号135、136、137号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 はい、全員賛成ですので、135、136、137号は、原案のとおり決定しました。

続きまして、受付番号138、142号について、担当委員より現地調査並びに補足説明をお願いいたします。

6 番 142号について、説明します。11番委員と調査しました。現状については、ジャガイモを植える予定ということでもあります。皆様のご審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

10番 農業経営基盤強化促進事業142号について、只今、6番委員のご説明のとおりです。皆様方のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号142号について、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 はい、無いようですので、採決をいたします。受付番号142号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 はい、全員賛成ですので、受付番号142号は決定いたします。  
受付番号138号について、担当委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 農業経営基盤強化促進事業138号について、説明いたします。  
先日、11番委員と5番推進委員と共に調査した結果、何ら問題無いと思ひますので皆様のご審議をよろしくお願ひします。現状としましては、今から耕してジャガイモを植えるそうです。

議 長 はい、ありがとうございます。受付番号138号について、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 はい、無いようですので、採決をいたします。受付番号138号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 はい、全員賛成ですので、138号は決定いたします。  
続きまして、受付番号145号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5 番 本日は、11番委員がお休みということで私の方より説明いたします。農業経営基盤強化促進事業145号につきまして、先日、11番委員と5番推進委員と共に調査した結果、何ら問題無いと思われますので皆様方のご審議よろしく願います。現状は3筆ともローズ畑でございます。よろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、受付番号145号について、質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 はい、無いようですので、採決をいたします。受付番号145号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 はい、全員賛成ですので、受付番号145号は原案のとおり決定いたしました。それでは、日程第4の農業経営基盤強化促進事業については終了いたします。それでは、これにて第10回の総会を閉会いたします。ありがとうございます。